

県有施設※及び県主催イベント・行事の取扱いについて

※ 社会経済活動を維持するために必要な施設を除く

1 緊急事態宣言の発出に伴う対応

7都府県を区域とする緊急事態宣言が出されたことを受け、緊急事態宣言の対象区域など県外に居住する方の利用が想定される県有施設については、緊急事態宣言の対象区域から積極的に利用者呼び込むおそれがあることから、5月6日までの間は、原則として休止とする。

また、緊急事態宣言の対象区域など県外に居住する方の参加が想定される県主催のイベント・行事についても、同様に5月6日までの間は、延期又は中止とする。

2 レベル2の圏域における対応

レベル2の状況にある圏域においては、感染リスクの高い屋内利用型の県有施設は、原則として休止する。

また、レベル2の状況にある圏域においては、屋内で行われる県主催のイベント・行事は、原則として中止する。

さらに、レベル1の圏域においても、広域的な参加が見込まれるものについては、同様とする。

ただし、開催の必要性が高いものについては、いわゆる3密を避ける工夫をするなど、感染拡大防止対策の徹底を図った上で開催する。